

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 熊谷市 (都道府県: 埼玉県)

本事業の担当部局名 総合政策部企画課

事業メニュー	結婚新生活支援事業						
区分	結婚新生活支援						
関連事業メニュー	4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)						
個別事業名	結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続				
実施期間	令和6年4月1日	~	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 3 年度			
対象経費支出予定額 ※(注)1	7,800,000			円			
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 熊谷市においては、今後の少子化対策の内容や目標を明確にするため、第2期子ども・子育て支援事業計画(R2~R6)及び第2期熊谷市人口ビジョン(R2~R6)を策定し、切れ目のない支援に取り組んでいるところである。 結婚に関する統計結果において、R4年埼玉県の人口動態の概況によると婚姻数は684組、婚姻率が3.6であり、R3年の婚姻数(682組)・婚姻率(3.5)と比較してわずかな上昇に留まっているため、今後も若い世代に対する経済支援を行っていく必要があると考えられる。						
	(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) ＜当年度の少子化対策の全体像＞※全事業共通 過年度に引き続き、結婚新生活支援事業を実施し、経済的不安から結婚に踏み切れない層に対して補助を行う。						
	＜本個別事業の位置付け＞ 本個別事業においては、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを支援するとともに、若者の生活に係る経済的負担を軽減するため、熊谷市人口ビジョン・総合戦略に掲げた他の事業とも連携し、結婚の希望をかなえ、将来的には、希望する出産へつなげることで、少子化対策に資する。						
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要						
	【補助対象要件】						
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合		
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合		
	【補助上限額】						
	29歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input checked="" type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合 各費用に係る合計が30万円		
	39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合		
【対象費目】							
<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
【継続補助】							
継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/>							
【その他独自要件】							
市税の滞納のないこと							

2. 申請見込

①新規世帯見込	20	世帯	②継続世帯見込	6	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	10	世帯		
	その他	10	世帯		

【世帯数積算根拠】

令和4年中の婚姻件数684件のうち、市内全世帯数における夫婦の年齢がともに40歳未満、世帯合計所得500万円未満である世帯数の割合で算出。

- ①新規婚姻数 684件(令和4年中の婚姻数)
- ②熊谷市世帯数 89,182戸
- ③夫婦の年齢がともに40歳未満、世帯合計所得500万円未満世帯 2,488戸
- ④全世帯数における割合 ③÷②=2.8%
- ⑤対象世帯の婚姻数見込 ①×④= 19.152≒20件
- ⑥29歳以下世帯の申請見込については、令和4年度の当事業における支給実績を引用。

(令和4年度 21世帯中10世帯が対象) 約半数を見込む。 10世帯。

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	30 世帯
～12月(実績)	22 世帯
1月～3月(見込)	8 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	10 世帯 × 300,000 円 =	3,000,000 円	左記上限額のとおり
(その他)	10 世帯 × 300,000 円 =	3,000,000 円	
	(継続補助)	1,800,000 円	
	合計	7,800,000 円	

3. 広報の実施予定

市報、HPへの掲載、チラシを市内公共施設へ配架

	KPI項目	単位	目標値	現状値	
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	合計特殊出生率	%	1.43	1.1 (令和4年)	
	婚姻件数	件	730	684 (令和4年)	
	婚姻率		3.8	3.6 (令和4年)	
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目	単位	直近の実績		
	合計特殊出生率		1.1 (令和4年)		
	婚姻件数	件	684 (令和4年)		
	婚姻率		3.6 (令和4年)		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	事業内容番号	項目	目標値	現状値	
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	68
		(アウトカム)			
	1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	80	53
	2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	80	68
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7					
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8					